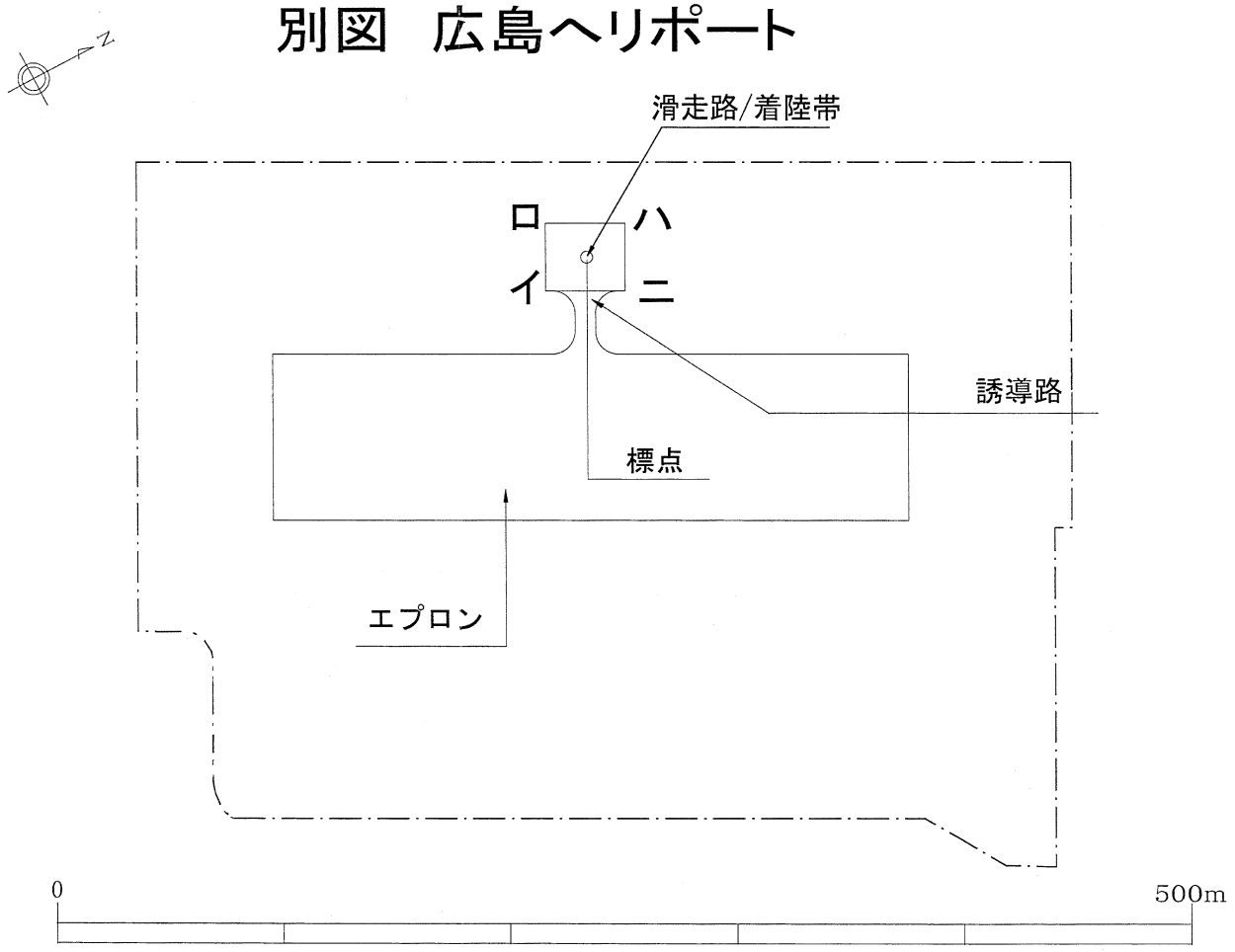
別図　広島ヘリポート



○国土交通省告示第六百八十三号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第5の1の1―1(3)中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に、「第20条各号」を「第20条第1項各号」に改め、同ロ①b中「第20条第2号」を「第20条第1項第2号」に改める。

第5の1の1―1(4)中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に、「第20条各号」を「第20条第1項各号」に改め、同イ中「隠蔽（おお）」を「隠蔽」に改める。

第5の1の1―2(3)及び(4)、同1―4(3)及び(4)並びに同1―5(3)及び(4)中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に、「第20条各号」を「第20条第1項各号」に改める。

第5の2の2―6(3)イ①b中「第68条の26」を「第68条の25」に、「第115条の2の2第1項第1号ロ」を「第129条の2の3第1項第1号ロ(2)」に、同②b中「第115条の2の2第1項第1号ロ」を「第129条の2の3第1項第1号ロ(2)」に、同ハ①b中「第109条の6第2号」を「第109条の7第2号」に改める。

第5の2の2―7(3)イ①b及び②b中「第115条の2の2第1項第1号ロ」を「第129条の2の3第1項第1号ロ(2)」に改める。

附　則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第六百八十四号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行に伴い、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第3の2(2)①及び(2)②中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に改める。

附　則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第六百八十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の五及び第百三十六条の二の二の規定に基づき、不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「建築基準法施行令」の下に「（以下「令」という。）」を加え、本則に次の二号を加える。

四　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の主たる用途に供する居室で、次のイ及びロに掲げる基準に適合するもの

イ　屋内の客席が固定席その他これに類するもので、難燃材料で造られたものその他通常の火災又は市街地の火災を想定した火の粉による屋根の損傷によって屋内に到達した火の粉（以下「火の粉」という。）により建築物の火災が発生するおそれがない構造のものであること。